

多様な働き方支援

ワークライフバランスの推進

長時間労働の削減や有休取得促進に労使共同で取り組んでいます。また、**育児休業の分割取得と取得可能期間の延長、時短勤務の柔軟な時間選択**など制度の拡充を図り、社員に継続して勤務してもらえるような職場環境づくりも進めています。さらに、子どもが生まれる際の育休取得の意向確認も確実に実施するなど、**男性社員の育児休業取得促進**に努めています。

	2022年度	2023年度	2024年度
有休休暇の平均取得日数（年）	15.7日	14.3日	17.1日
平均残業時間（月）	22時間	24時間	25時間
女性の育児休業取得率	100%	100%	100%
男性の育児休業取得率	33.3%	33.3%	50.0%

育児休暇制度の充実

性別に関わらず、キャリアの継続をあきらめずに**安心して出産・育児に向き合える制度拡充**に積極的に取り組んでいます。

休業	育児休業	子が3歳に達する年度までの間で2回まで取得可（保育園の入所可否に関わらず）
	産後パパ育休	産後8週間の間で2回まで、通算28日以内で取得可
休暇	やすらぎ休暇	前年度から繰り越された有休休暇を当年内に使用しない場合に以下の目的で取得できる休暇 本人・配偶者・子女・父母の傷病、子の看護、介護、配偶者の出産、本人の不妊治療
	子の看護等休暇	小学校卒業前の子が、病気・けがをして看護をする時、予防接種や健康診断を受けさせる時、感染症に伴う学級閉鎖等になった時、入園(入学)式・卒園式への参加時、に取得できる休暇
就労制限	短時間勤務/所定外労働の免除/ 時間外労働の制限/深夜業の制限	小学校3年生までの子を育てる社員は申請可
キャリア形成 円滑な復職	育休前後面談	円滑な復職とキャリアを考えるきっかけづくりのため、育休前と職場復帰前に面談を実施